

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
37	新治ファミリーランド管理業務(保養施設管理運営事業)			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	2	1	15	市民・スポーツ文化局 市民生活部 市民総務課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	さいたま市新治ファミリーランド条例、同施行規則			
予算要求事業の概要				
内容	「さいたま市新治ファミリーランド」の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の設定を行うものです。			
	1 限度額	24,166千円		
	2 期間	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで		
	3 指定する団体	首都圏建物サービス協同組合		
4 募集方法	公募			
目的・目標	<目的> 「さいたま市新治ファミリーランド」について、首都圏建物サービス協同組合を指定管理者として指定し、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの管理を行わせるものです。			
	<目標(平成27年度末)> 指定管理者により、「さいたま市新治ファミリーランド」の管理を実施します。			
現状と課題	<現状(平成23年度末)> 「さいたま市新治ファミリーランド」においては、既に指定管理者制度を導入済みであり、平成21年度から平成23年度までを指定期間として、首都圏建物サービス協同組合による管理を実施しています。			
	<課題> 利用者増加による客室稼働率の向上、また、利用者一人あたりの概算コストの縮減を行う必要があります。			
今後のスケジュール	平成23年度	指定管理者の指定		
	平成24年4月1日～平成28年3月31日	指定管理者による管理の実施		

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成24年4月1日から指定管理者に管理を行わせる必要があるため。
	実施義務	根拠法令等
	他市の実施状況	政令市： 県内他市：
効果	対象者	施設利用者
	効果	指定管理者に管理を行わせることにより、市民の健康の増進及びレクリエーションの更なる促進を図ることが可能になります。

3 補正前予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

区分	金額	備考					
平成23年度	補正前予算	0 <積算内訳>					
	財源内訳						
12月補正予算	補正予算要求	債務負担行為設定 <積算内訳> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定					
	財源内訳	一般財源 24,166 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新治ファミリーランド管理業務</td> <td>平成23年度から平成27年度まで</td> <td>24,166</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期間	限度額	新治ファミリーランド管理業務	平成23年度から平成27年度まで
事項	期間	限度額					
新治ファミリーランド管理業務	平成23年度から平成27年度まで	24,166					
12月補正予算	財政局長査定	債務負担行為設定 <査定内容> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定					
	財源内訳	一般財源 24,166 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新治ファミリーランド管理業務</td> <td>平成23年度から平成27年度まで</td> <td>24,166</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期間	限度額	新治ファミリーランド管理業務	平成23年度から平成27年度まで
事項	期間	限度額					
新治ファミリーランド管理業務	平成23年度から平成27年度まで	24,166					
<査定理由> 平成24年度当初から施設の管理を行うために債務負担行為を設定する必要があり、また指定管理料については公募による適正額であると判断し、12月補正予算に計上することとしました。							
市長査定	債務負担行為設定	<査定内容> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定					
	財源内訳	一般財源 24,166 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新治ファミリーランド管理業務</td> <td>平成23年度から平成27年度まで</td> <td>24,166</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期間	限度額	新治ファミリーランド管理業務	平成23年度から平成27年度まで
事項	期間	限度額					
新治ファミリーランド管理業務	平成23年度から平成27年度まで	24,166					
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。							